

# 市県民税の申告が始まります

■問い合わせ先 税務課 ☎(32)8891

市では、申告受付を以下のとおり行います。申告を忘れてしまいますと、「各種証明書の交付が受けられない」「国民健康保険税の軽減措置が受けられない」などの支障をきたすことがあります。必ず期間内に申告してください。

## 受付会場

市役所 1階ロビー 特設会場

## 受付期間

2月17日(月)～3月16日(月)(土・日・祝日を除く)

## 申告受付に必要なもの

- ・印鑑
- ・申告者のマイナンバー本人確認書類（番号確認書類及び身元確認書類）
- ・前年中の収入金額と必要経費のわかる書類（給与・年金の源泉徴収票や事業所得の収支内訳書など）
- ・社会保険料（国民健康保険税、国民年金保険料など）の支払金額を証明するもの
- ・障がい者控除を受ける方は、障がい者手帳などその障がいを証明するもの
- ・その他各種控除を受ける方は、それらの証明書または領収書など（医療費の場合は「医療費控除の明細書」）
- ・銀行などの本人名義の預貯金口座（還付を受ける場合に必要です）

## 注意事項

- ・被扶養者などのマイナンバーを記載できるようにしてください。
- ・収支内訳書は、帳簿などを基に事前に作成しておいてください。事前に作成されていない方は、作成をしていただいてからの受付となります。
- ・医療費控除は、「医療費控除の明細書」を作成してください。（入手・作成方法については、国税庁のホームページ等をご覧ください）
- ・例年、必要な書類をお持ちにならずに会場にお越しになる方が見受けられます。必要な書類がないと、申告受付ができませんので、書類がそろっていることを事前に確認してから会場にお越しください。

## 市の会場で受付できない申告

譲渡所得（株式・土地など）の申告・青色申告・先物取引（FX含む）の申告・申告分離課税の配当所得の申告・最初の年の住宅借入金等特別控除

（住宅ローン減税）の申告・リフォーム等各種住宅関係の申告・雑損控除の申告・過年度分の申告・贈与税・消費税の申告などをされる方は、栃木税務署の確定申告会場（栃木商工会議所大ホール）で申告してください。

## 確定申告・市県民税申告に関するお知らせ

### 公民館等に申告関係書類を設置します

1月下旬から、申告書や申告関係書類をご自由にお取りいただけるコーナーを設置します。

#### 設置場所

- ・市役所 税務課
- ・南河内公民館
- ・石橋公民館
- ・国分寺公民館

※書類の数に限りがありますのでご注意ください。

### ふるさと納税のワンストップ特例制度を利用された方へ

ふるさと納税の寄付先市町村に「寄付金税額控除に係る申告特例申請書」の提出をした場合は、確定申告をしなくても寄附に係る控除を受けられます。

ただし、上記の申請をしたうえで確定申告をする場合は、ワンストップ特例制度の適用がなくなりますので、必ずふるさと納税の内容を含めて申告してください。その際は、寄付金の領収書等が必要です。